

GOOD LIVING HEADLINE

ビジネス
ユーザーの皆様へ

12
2020

商品のトレンドや新しい制度などお役に立つ情報を、日頃お引き立ていただいているビジネスユーザーの皆様へ発信します。

税制改正 年末調整が変わります!

今年行われる令和2年分の年末調整は、税制改正の影響で様々な変更が出ています。主な変更点と注意したいポイントをご紹介します。

ポイント
1

給与所得控除の引き下げ

給与所得控除額は令和2年分より一律10万円引き下げられ、上限が現行の220万円から195万円となります。また、上限が適用される給与年収も現行の1,000万円から850万円に変更されます。

ポイント
2

基礎控除の引き上げ

これまで基礎控除には適用要件がなく、一律38万円が控除されていましたが、今回の改正に伴い適用要件が設定され、年収2,400万円以下の場合、基礎控除額は48万円に引き上げられることとなりました。

年収	850万円以下	850万円～ 2,595万円以下	2,595万円超
給与所得控除の増減 (平成31年分対比)	-10万円	-10万円～ -25万円	-25万円
基礎控除の増減 (平成31年分対比)	+10万円	+10万円	-6万円、-22万円、 -38万円のいずれか
所得税の増減	±0 (増減なし)	給与所得控除の 減額分、増税	さらに増税

年収850万円超は増税に。
ただし、850万円超1,000万
円以下の世帯で大学生の子
供がいるなどの要件を満た
す場合は、下記のポイント3に
より税負担は増えません。

ポイント
3

所得金額調整控除の創設

年収850万円を超えると所得税が増税になることを受け、新たに創設されたのが「所得金額調整控除」です。下記の条件のいずれかに該当する年収850万円超1,000万円以下の世帯が対象で、所得税の負担は増加しません。

<条件>

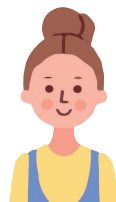
- 本人が特別障害者である場合
- 23歳未満の扶養親族がいる場合
- 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

※年末調整でこの適用を受ける場合、別途「所得金額調整控除申告書」の提出が必要になります。※給与所得と年金所得の両方がある人も一定要件を満たすと所得金額調整控除の対象となりますが、確定申告によって適用されます。

ポイント
4

配偶者控除等の所得要件が改正

基礎控除額が38万円から48万円に引き上げられたことに伴い、配偶者控除等を受けるための所得要件も10万円ずつ引き上げられました。一方で給与所得控除額は10万円引き下げられているためプラスマイナスゼロとなり、例えば配偶者控除を受けられるパート収入は103万円以下のまま変わりません。


パート年収が年間103万円の場合
(カッコ内は改正前)

パート年収 103万円 (103万円)	—	給与所得控除額 55万円 (65万円)	=	年間所得 48万円 (38万円)
---------------------------	---	---------------------------	---	------------------------

配偶者控除の対象になる!

今年から年末調整の書式も大幅に変わります!
税制改正に伴い、申告書も変わるので記入例などをよく読みましょう。

裏面に続きます▶

扶養控除で知っておきたいポイント

扶養控除は、配偶者以外に生計を共にする16歳以上の扶養親族（年収48万円以下）に対し受けられます。控除の対象となる条件を知って、しっかり申請しましょう。

扶養親族の区分	控除額
一般の控除対象扶養親族（16歳以上）	38万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	63万円
老人扶養親族（70歳以上）	同居老親等以外の者 48万円 同居老親等*58万円

*納税者またはその配偶者の父母、祖父母などで、納税者またはその配偶者と常に同居している人のこと。

大学生だと1人63万円の高額な控除に！ただし子どものアルバイトなどの年収が103万円を超えると対象外となるので注意を！



70歳以上の扶養親族は、一般の扶養親族より扶養控除額が高額になります。老親と別居していても、生活費の仕送りをして生計を共にしている場合は控除の対象になるので、申請が可能です。



ホームページから簡単にご予約できます！

ハウステックのオンライン接客

ショールームに行かなくても、水回りのお困り事やご要望をアドバイザーがお伺いします。お施主様と一緒に便利なオンライン接客サービスをご利用ください。



工務店様



お施主様と一緒に参加

お施主様



オンラインでカラーシミュレーション

ショールームアドバイザー



オンラインカタログや動画でご説明

STEP.1

ホームページからご希望日を予約

空き状況など一目でわかります

STEP.2

ショールームからメールでご案内

ご利用方法をご案内します

STEP.3

お困り事や希望をプロにご相談

ご自宅や事務所からアクセスください

STEP.4

商品の説明やプランのご提示

※お見積りやプレゼンボードの作成は後日となります。

完全予約制

所要時間 約60分 対応時間 11:00~17:00

ご予約はコチラ



※本サービスではオンラインアプリ「Zoom」を利用します。ご利用にはインターネット環境とカメラとマイクが完備されているスマートフォン・パソコン・タブレットのいずれかが必要となります。
※本サービスのご利用により発生する通信料はお客様のご負担となります。ご利用の環境により通信料が発生する場合がございますのでご注意ください。

編集後記

今回の税制改正により所得税が増税になるのは給与年収が850万円を超える人で、多くの人が増税を免れたと言えますが、過去の様々な制度変更に伴い税金や健康保険料等が増加しており、実質の手取り額は減少傾向にあります。こうした中、将来への備えとして税制優遇の積極的な活用が注目されるでしょう。年末調整の申告に際しては、控除の対象や条件をしっかり理解し、自身が対象となる控除は漏らさず申請することが大切です。